

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、本日の意見交換会を始めたいと思います。

裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度施行から9年近くが経過しおおむね安定的に運用されているという評価を受けておりますが、これはひとえに参加していただいた国民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられたものであり、深く感謝しております。ただ、施行以来、裁判員候補者の辞退率が上昇しており、国民の裁判員制度に対する理解や関心が低下傾向にあるのではないかとの意見もあります。私たち法律家としては、この制度をよりよいものとしていくために実務的に生じる様々な問題や課題についての実証的な検討を続けていく必要があります。本日の意見交換会の目的は、これからも広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に御参加いただけるように、裁判員を実際に経験された皆様から率直な御感想、御意見を語っていただくことにあります。本日頂きます貴重な御意見につきましては今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいと思っております。どうか忌憚のない御感想、御意見を伺いたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想・意見

司会者：それでは、早速、意見交換していきたいと思います。まず、裁判員裁判に参加されての全般的な感想や御意見、例えば、裁判に関する見方が変わったとか、実際に裁判に参加してよかった点や大変だった点、また、お仕事の関係であるとか、例えば、審理の中でこういうところが難しかったといったことなど、何でも構いませんので全体的な御意見をそれぞれお伺いしてもよろしいでしょうか。

それでは、1番さんから順番にお願いします。

経験者1番：中小零細企業に勤めている会社員なので、裁判員に選ばれて、仕事

の都合をつけるところが一番大変だったと思います。裁判の内容や審理については、裁判長を始め裁判官の方々、また裁判所の職員の方々に親切丁寧に接していただいて、分からないことは何度も繰り返し教えていただいたので、審理に当たって難しい点等は、個人的には全くありませんでした。裁判が終わってからは、裁判により関心を持つようになりまして、新聞で裁判の内容や判決等、自分が経験した裁判と照らし合わせて、こんな量刑になるのだとか、これはちょっと重いのではないかなとか、いろいろ考えるようになりました。終わってからの精神的な負担については裁判が終わって余り考えていなかったもので、特にありません。ただ、私の周りの方々は、裁判が終わってから記者会見に出たので、ニュースで流された時に私の姿を見たせいか、ちょっと気を遣っていただくことがあり、逆に悪いことをしたような人を扱うような感じで見ることがありました。

司会者：1番さんが担当した事件は、義理のお母さんを殺したという事件で、被告人自身は、実際の犯人は元妻であると主張して、非常に長い審理期間、1か月ぐらいいましたけれども、そういう事案の大変さとか、審理期間の長さという点も今おっしゃられたとおりのところでしょうか。

経験者1番：はい。

司会者：それでは、2番の方は本日欠席となりましたので、次は3番さんお願いします。

経験者3番：私は、昨年6月に裁判に参加しましたが、初めて裁判員裁判というのに関わって、会社にもまだ経験者がいなかったもので、どういう仕組みなのかも分かりませんでした。まず、休暇の関係で裁判所から送付された書類を会社に渡したところ、会社からは、重要なことなので行ってくださいと言われてました。今回の意見交換会にも是非行ってくださいということでした。仕事の支障は、特になかったのですが、やはり精神的な面では、事件が事件だったので、少しは負担になる場所もありましたが、一度経験して、いろいろな事件がある中で、こういう事件もあるんだということを改めて知って、自分自身もこういうことを起こさないようにと考

えたり、こういう場に立ちたくないというのが率直な意見です。これからも悪いことをしないように気を付けたいと思います。

司会者：3番さんが担当した事件は、借金関係のトラブルから知人を殺したという事案でしたね。次に4番さんお願いします。

経験者4番：裁判員として選ばれる前の段階で、たしか一昨年の11月に大きな封筒が東京から自宅に届いたのですが、表には裁判員ということも書かれていないので、何か悪いことをしたのではないかというような、本当にこれは裁判所から届いているのかと、妻から「あんた大丈夫。」と言われたりしましたが、開封して結果的には良かったのですが、何となく、普通に生活していると普通は届かないところからの郵便だったので正直怖いなと思いました。

その後、自分は、この1年の間に選ばれるのだろうかという認識の中で、裁判所に来てくださいという郵便が来て、裁判員を選任する時もこの部屋でしたが、抽選で公正に選ばれるということから、きっと自分は選ばれないだろうと思っていたところ見事に選ばれて、率直な感想は、皆さん同じと思いますが、仕事を持っている中で、突然、自分は一体いつ、どこまで、ここで、何日間裁判に参加しないといけないのか、その時にならないと分からなかったのですが、会社の理解もあったので、安心して参加させていただきました。たしか、お盆前の夏の暑い最中で、仕事も暇ではない時期だったのですが、何とか参加させていただけることになりました。実際、自分自身も制度自体は、国民として確かに興味はありましたが、自分が実際にやってみると精神的にも体力的にも結構大変でしたし、正直言いまして、守秘義務というのは、どこまでが守秘義務で、どこからが守秘義務ではないのかというのは分かりませんでした。また、裁判員でこちらに来ている間はなるべく外に飲みに行かないようにするとか、ましてや私が担当した裁判は、酩酊状態で犯行を起こしたという事案でしたので、酩酊って何なのかと思いながら、深酒はやめようと思いました。実際、すごく特殊なところで特殊なことを考えたというのが、いまだに頭の中にいろいろありますが、裁判が終わった後でも、本当に人間は、酔っ払って意識

がない時には自分の家に火をつけるのかなとか、いまだに考えさせられるような事件でした。

今回経験させていただいて、人生の中でもすごく良い経験だったと思いますし、人の人生を自分が決めるという立場というのはいかにつらいものか、いかに難しいものかというのが心のどこかにありますし、ただ、今後、もしこのような機会がまた回ってくる時には、やはり国民の義務として受けないといけないのだろうなということを感じました。

司会者：4番さんが担当された事件は、酩酊状態で、自分の家であるアパートの一室に火をつけたという事案でした。2週間ぐらいの審理期間で、結構長い審理期間でした。それで、酩酊によって責任能力があるのか、心神耗弱の状態なのかという、法律的な判断を求められる裁判だったと思います。

次の5番さんも同じ事案でしたね。

経験者5番：はい。2週間ぐらい仕事を休まなければいけなかったもので、中小企業なものですから、裁判所を午後5時に終わって、それから出社して、午後8時位までは仕事をするという具合で、ちょっと精神的にはきつかったと思います。選任期日には、6人の裁判員には選ばれないだろうという軽い気持ちで来ていたので、「ああ、当たっちゃった。」という感じでした。それで、そのまま会社に戻って、明日から2週間位裁判所に行かないといけないということになり、すぐに始まるということを書いていなくて、仕事の都合もうまくつけられず、戻って仕事をしても自分のところで溜まっていくだけでしたが、きついなりにも何とかやっていけたと思っています。

裁判員裁判の趣旨でもう一つ感じたのは、悪いことをしたらやっぱり自分たちもこのように裁かれるということ逆の立場で考えて、悪いことをしてはいけないという意味が込められているのかなということも感じました。量刑を決めるに当たって、裁判官の方々は精神的に大変苦勞されているのだろうなということを経験して初めて分かりました。人の人生を変えるということは大変なことだし、人間が人

間を裁かなければいけないというのは、本当に大変な仕事だと思いました。私には、これを生涯の仕事にするのはちょっと無理かなと感じました。

司会者：ありがとうございました。皆様からお伺いして、共通するところとして、仕事に関していろいろと折り合いをつけて参加していただいたと思うのですが、やはり職場の方々の協力というか、送り出しといえますか、この制度に関して、ある程度協力的なところがないと、かなり長い期間、特に1番さんは1か月ぐらい、4番さんと5番さんは2週間前後、3番さんは1週間位という、それぞれ期間に差はありますが、なかなかそういった期間、働いておられる方において、そこだけ裁判のために切り取って参加していただくというのは、職場の協力がないと難しかったと思うのですが、その点についてもう少し詳しく御紹介いただけますでしょうか。

1番さんから順番にお願いします。

経験者1番：私の会社は協力的だったかという点、立場的に私の場合は、もし部下が選ばれた時に、行ってきなさいというような立場なので、私が会社で最初に選ばれて経験できて良かったと思っています。ただ、部下の立場の者が選ばれた時に、自分の役割を、急にそれではあなたお願いねということで明日からということになると、協力体制をしっかりと作っておかないと厳しいと感じました。

司会者：ありがとうございました。3番さんお願いします。

経験者3番：先ほども述べましたが、上司の方から、裁判員裁判ということで、まず1日は休みを頂きました。それから抽選に見事に当たって、1週間ほど休みを頂くということで会社に連絡をしたら、快く会社のほうも理解してくれて、仕事の面ではすごく気持ちは楽でしたが、事件のほうは気が重たかったです。

司会者：事件のほうは大変だったということですね。裁判が終わって戻った時に仕事が溜まっていたとか、何かそういったことは特に大丈夫でしたか。

経験者3番：自分の仕事は、仕事が溜まることはそこまでなかったです。みんなで仕事を振り分けて、休んでいた間にどうこうというのはなくて、誰かがフォローをしてくれていたのが大丈夫でした。

司会者：それでは、4番さんお願いします。

経験者4番：私の仕事は営業なので、どうしても日々の仕事というのがあったのですが、たまたま会社が近かったということと、午後5時過ぎには終わったので、その後に出勤、実際は休みなのですが、フォローしてもらいながら出社していましたが、会社が遠い方は大変というのもありますし、実際、お客様を持っている仕事というのは、社内では分かってもらえても、お客さんにしてみると、最近なぜ昼間に来てくれないのかということにはなるので、言って良いことなのか、いけないことなのかとか、いろいろ考えながらやりくりしたことがあったと思います。

ただ、会社の方が理解があり、夕方からフォローできたら良いということにしていたのですが、やはり正直言って、裁判員に選ばれたので行きますと言っても、大抵の上司は、確かに会社でもルールがあるので行ってこいという気持ちはあるでしょうが、多分ほとんどの場合は、仕方がないというのが本音だと思いますし、自分も多分、部下が選ばれたら仕方がないと言うと思います。本当は、仕方がないではなくて、是非行ってらっしゃいというように社会が考えるようになれば、若干変わるのかなと思います。

司会者：それでは、5番さんどうぞ。

経験者5番：私も営業なので、今日もですけど、次々に携帯に電話がかかっているのですが、会社にかかってきた時は会議で大分に行っていると伝えてくださいというように言うとか、休み時間に携帯にかかっているのは折り返し電話して、大分に1週間位来ているから、急ぐ時はほかの者に回すので言ってくださいという程度で対応してきました。それと、社内のことですが、会社に対して裁判所から選ばれましたという説明がないのかなということを言われました。文書が1枚ぐらいあってもいいのではないかと言われました。

司会者：裁判所から、例えば、会社のほうに社員の方に裁判員になってもらいます、お願いしますというのがあったほうがよかったということでしょうか。

経験者5番：裁判員に選ばれましたので、よろしくお取り計らいくださいというよ

うな書面があれば良いと思います。

司会者：分かりました。やはり午後5時以降に会社に戻られて、そこから仕事をするのは結構大変だったということですか。

経験者5番：時期的には、夏休みだとか、いろいろと学校関係などがありますが、余裕のある時期だったのでよかったです。3月などになると仕事が忙しく、辞退しないといけなかったと思いました。

司会者：4番さんの場合は、午後5時以降に仕事のフォローをするのは結構大変ではなかったですか。

経験者4番：そうですね。でも、仕方がないということではなくて、やらないといけないことなので、その点はそんなになかったのですが、ただ、裁判所で一日中過ごした後に仕事に戻るという頭の切替えが少し大変でした。

2 審理について

(1) 審理全般について

司会者：次に審理について伺ってきたいと思います。ここでは、いくつかの場面に分けまして、例えば、審理の当事者の活動についてこういうことが分かりやすかった、分かりにくかったというところを、思い出してお願いしたいと思います。

まず、テーマを区切らずに全般的な感想ということで構いませんので、評議室に戻るまでのこと、法廷での審理を見聞きして、それぞれ、争点やテーマなどについて、当事者が分かりやすい主張をしていたかどうかとか、証拠調べは聞いていて分かりやすかったかどうか、そういうものが頭に入って評議に臨めたかどうかという、大まかな御感想を思い出していただいて、それぞれ順番に伺ってもよろしいでしょうか。

それでは、1番さんからお願いします。

経験者1番：私の場合は1年以上たったので、忘れてしまったところが多いですけど、審理している中で資料をもらって、それに沿って審理を進めていくかと思いま

すが、検察官から出された資料を見て進めていくのは非常に分かりやすかったのですが、逆に弁護人の資料は文字だけというか、ずらずらずらっと文字がひたすら書かれていて、ちょっと分かりにくかったというところが大まかな感想です。

司会者：そうですね。この事件に関して言えば、証拠調べが最後に終わったタイミングでの検察官の論告、弁護人の弁論とあって、それぞれ、まとめの主張を言う場面において、検察官はA3の紙2枚に整理されていたところですが、弁護人は合計で26ページにわたるものだったので、検察官の主張は割とすっと頭に入ってきたけれども、弁護人の主張はちょっと分かりにくかったというお話ですね。

それでは、3番さんお願いします。

経験者3番：自分が扱った事件というのは友人同士の殺人事件ということで、ちょっと重たい事件でした。量刑を決める際に最後は皆さんと評議をするのですが、私には難しいところがあって、テレビとかではこういう事件があったら何年ですとか言われますが、それとはまた違う形の刑になったりして、今回経験したことで裁判員裁判とはどういうものかというのがはっきり分かりましたので、すごく難しい事件でしたが、今、思い出しても何とも言えないというのが感想です。

司会者：確かに量刑のことは結構難しいですね。量刑の話になる前の段階で、それぞれ検察官や被告人が主張していることはある程度理解できましたか。

経験者3番：はい。

司会者：基本的には、この事件は被害者が亡くなられている事案なので、結局被告人からしか話が聞けないという事件だったと思いますが、それは被告人の話としてはこの質問を聞きながら事件の全体像というのは分かっていく感じでしたか。

経験者3番：そうですね。何とも言いがたいところですが、審理をやっていくうちにメモとかを照らし合わせながら考えていきました。

司会者：それでは、4番さんと5番さんお願いします。当事者の主張や立証活動は、分かりやすかったでしょうか。

経験者4番：双方から最初に冒頭陳述メモを頂いて、流れをずっと見て、検察官が

出されたものに関しては非常に分かりやすかったですし、弁護人の冒頭陳述も分かりやすかったですのですが、争点が本当にお酒に酔っていたか酔っていなかったかと言われた時に、このメモを一生懸命読んでみると、どこがどうなっているのかが正直分からなくなり、確かに時系列で見るほうがよかったですのですが、実際のところは非常に理路整然としていて、見た感じはすごく分かりやすかったです。私が担当させていただいた事件に関して、どちらかというところ、そこよりも主観的な部分が入るのですが、客観的にはすごく理解はできました。ただ、主観的な部分で、人が悪いことをするのにどれぐらい飲んだら完全に責任能力がなくなるのかというところは、数値では分かったのですが、なかなか難しいなと思いました。

司会者：それぞれの主張や立証は理解できたという話ですね。特に精神科の医師のお話を伺ったのですが、この話の内容などはいかがでしたか。

経験者4番：分かりやすかったです。

司会者：それでは、5番さんお願いします。

経験者5番：検察官の冒頭陳述は、被告人がアパートに住むところから書いていて、ものすごく分かりやすかったと思います。それに対して弁護人のほうは、随分簡単なものだと最初は思いました。書いていることが、争うところしか書いてなくて、もうちょっと何か書くことはないのかと最初は度々思いました。検察官のほうは責任能力があるということを表に出して書いているのに対して、弁護人は、責任能力はないと真っ向から反対のことを書いているので、どっちが正しいかということから入っていったので、精神鑑定などありましたが、本当に、数値をそのまま当てはめていっていいのかという疑問は多少感じました。

論告ですが、検察官は責任能力がある、弁護人は最後まで酔っていたので責任能力が限定的能力であったというところで、どちらが言っていることも、検察官だけ見れば検察官のほうが正しく見えますし、弁護人だけを見ると弁護人のほうが正しいようにも見えるので、すごく判断は難しかったと感じています。

司会者：公判前整理手続の段階で、それぞれ裁判員に説明する内容をいろいろ協議

して決めましたが、結果として、論告と弁論を見比べてみると、かなり双方が対応しているような形になっていて項目が一致して、動機とかに関しては、検察官はこう言っていて、弁護人はこう言っている、その次に犯行前後の被告人の行動については、検察官はこう言っている、弁護人のほうはこう言っているという形が、これは双方、証言を見比べると対応関係になるように双方主張できていたのかなと思いましたが、実際に見られて主張に食い違いがないというか、その点については特に何かありませんか。

経験者5番：大きな食い違いは、検察官は完全に責任能力があると、弁護人は限定責任能力であると。責任はあるけど、ところどころ違いがあり、弁護人だから弁護するのは当然だとは思いましたが。

司会者：それぞれ項目を対応して見ていくと、どちらが合理的なことを言っているかというところは、割と分かりやすかったのでしょうか。

経験者5番：そうですね。精神鑑定までして、完全酩酊状態ではないということだったので、結局懲役刑という形をとるのですが、被告人本人がほとんど覚えてないような感じだったので、覚えてないものに対して責任能力、完全責任能力ということがあるのかなという思いはありました。

(2) 冒頭陳述について

司会者：それでは、次にテーマを冒頭陳述に限定してお話ししましょう。まず冒頭陳述によって、結局検察官がどういうことを言おうとしているのか、弁護人はどういう主張をしているのか、ここの争点はこういうことですか、例えば、今後証拠調べをやっていくポイントがどこですということを、事前にそこで理解することを一応の目的にはしているのですが、そういうことが本当に冒頭陳述を聞いた段階で理解できましたか。

例えば、いろいろと書き過ぎていてよく理解できなかつたとか、逆に、もう少し情報があってもいいのではないかとか、ポイントが分かりにくかつたとか、いろいろと御意見があり得ると思いますが、冒頭陳述の役割は、初めて法廷に入って起訴

状を読んだ上でこの事件の争点、ポイントはどこかというところを最初に当事者がプレゼンテーションする場ということになります。ただ、あくまでも、ここは証拠調べの本番ではなくて、映画の予告編のようなものだというような話をしていたと思いますが、今からやることのアウトラインを説明する冒頭陳述を聞いた段階で、こういうものなのだという、理解ができましたか。

1番さんからお願いします。

経験者1番：先ほども言いましたが、検察官の資料では要点を結構まとめてくださっていて、大まかな争点というのも書いてくださっていたので、これは非常に分かりやすかったです。弁護人のほうは、本当に長い文書をひたすら裁判員が読むだけで、これって読まないといけないのかなという話にもなったくらいに長過ぎて分かりにくかったというのが感想です。

司会者：長かったのは、多分、最後の弁論ですかね。最初の冒頭陳述の段階は図表やチャートがあって逆に短いと思われませんでしたか。

経験者1番：そうでもなかったです。

司会者：これが分かりやすかった、分かりにくかったというのは何か覚えておられますか、弁護人の冒頭陳述はどうでしたか。

経験者1番：逆にちょっと凝らなさ過ぎたのかなというふうに感じました。

司会者：A4一枚紙で、半分以上が人間関係図になっていたものですね。

経験者1番：はい。

司会者：それでは、3番さん冒頭陳述に限った話を伺いたいと思います。

経験者3番：検察官の冒頭陳述は、結構細かく、どういう形でこういうふうになりましたという話とか、こちら側とすればこういう経緯でこういうことがあったという事件が起きるまでのことが理解できたので、そこは分かりやすいメモになっていたと思います。弁護人も、検察官とはまた書き方は違いますが、シンプルに書いてもらっており、これはこれですごく分かりやすいと思いました。

司会者：たしか、3番さんの事件は、対照的と言ったら言い過ぎですけど、検察官

は割と時系列をしっかりと書いていて、経過などきちんと情報を書いていて、弁護人のほうは、例えば①計画性がないこと、②犯行時の状況、③犯行状況等という形で書かれていて、主に被告人から話を聞いてくださいというような形の説明だったと思うのですが、それはそれで分かりやすかったですか。

経験者3番：はい。

司会者：結局、これを聞いただけで証拠調べを聞いてしまったような感じになるのではなくて、やはり被告人からきちんと話を聞こうというような気持ちですかね。ありがとうございました。

冒頭陳述に焦点を絞って、4番さんと5番さんの事件の関係でお伺いしてもよろしいでしょうか。

経験者4番：いわゆる、本当にプレゼンテーションと思うのですが、私たちも仕事でお客さまが来られた時にプレゼンテーションする中で、正直な印象は、もう少しゆっくりとした説明であるとか、途中で止めてちょっと裁判員に聞くとか、そういった時間があれば、見やすいのは確かに見やすいのですが、もう少しポイントが分かるような形で提示してもらったら、もう少し頭にきれいに入ってきたのかなというのは感じました。それは、検察官はすごく文章が多く、弁護人はすごく文章がなくて、ほとんど口頭で話されたので、細かく、正直言って法廷で1時間近く聞いて別室に戻った時に、プレゼンテーションで何と言っていたのかとなることもあって、そういった意味ではもう少し丁寧にパワーポイントのような形でやっていただけると、多分評議室に戻ってからみんなで話し合う時に分かりやすかったのかなと感じました。

経験者5番：争点は責任能力だけだったので検察官はきっちり書いていて、私はこれはこれでよかったと思います。それに対して、弁護人は責任能力がどうなるのかということだけの冒頭陳述メモなので、検察官は成り行きをずっと書いてはいるけれども、争点は責任能力だけという話だったのですが、それに対して弁護人は、そのところだけを前後どうだったのかではなくて責任能力があるかないのかだけの

裁判だったので、弁護人が書いていることは少ないですけど、争うところだけを限定して書いているので、それはそれでよかったのではないかと思います。

司会者：論告や弁論については別に伺いますが、冒頭陳述の段階からすると、情報の少ない弁護人の冒頭陳述メモが割とすっきり分かりやすいという話のようですが、逆に情報が多過ぎたとかいうことはなかったですか。

経験者5番：検察官の冒頭陳述があるから弁護人の冒頭陳述が短いと感じたということはあるかと思います。

司会者：確かにこの裁判員裁判では、非常に双方のプレゼンテーションについては厳しい意見が飛び交っていたのを思い出します。それでは、冒頭陳述については、以上ということにさせていただきます。

(3) 証拠調べ（書証）について

次に、証拠調べについて、書証についての証拠調べと、証人尋問や被告人質問について場合を分けて考えたいと思います。

まず、書証や紙の証拠の取調べですけれども、検察官の請求証拠の取調べというのは、いわゆる紙そのものを取り調べるのではなくて、その内容をパワーポイントを使って説明するというようなもので、それぞれ皆さんお手元のモニターで見ただけながら証拠調べを聞かれたと思います。場合によっては、大型モニターで傍聴人とかも見るような形で聞くというやり方だったと思いますが、そういうものもあり、かつ供述調書の取調べというのも間に入ってきて、そこは別に文字がモニターに書かれているわけではなくて、検察官、弁護人も、基本的には供述調書を朗読するという取調べの仕方をしたと思います。

あと、これは事案によると思いますけれども、1番さんや3番さんも関係しますが、殺人事件ということなので、遺体写真とか刺激性の強い証拠についてどんな問題でも構いませんので、そういった証拠調べが分かりやすかったかどうかだったかというところとか、証拠の分量として多かったか少なかったかという点とか、証拠調べで、例えば、遺体写真の取調べについて、もう少し配慮が必要なのではないかと

か、個人の受け止め方といったところをお伺いできたらと思います。

まず1番さんからお願いします。

経験者1番：証拠調べの量が多い少ないというのは、もちろん裁判員は裁判が初めてですので、多いのか少ないのかと言われると分かりませんが、実際に遺体写真を見ましたが、写真も鮮明な写真というわけではなくて、できるだけ裁判員に配慮したような感じでちょっと分かりにくくしてありました。証拠が多い少ないは別として、目で見ると、モニターで見る証拠は分かりやすかったと個人的には感じました。

司会者：3番さんお願いします。

経験者3番：自分の扱った事件は殺人事件ですが、遺体がここにありましたという、そういう写真はぼかしというか、後に残らない写真でしたので、多分、この事件を担当した裁判員等も後に引くことはなかったと思います。しかし、凶器の包丁が2つあったことから、それを生で見て、すごく印象に残る人と残らない人がいて、この包丁で人を刺したとか想像し、ショックが大きいという人もいます。私は今思えばいい勉強でしたけど、その時は少し心に残りました。

司会者：その事件は、特に事実関係に争いのある事件ではなかったのですが、多分、実際に使われた包丁2本を取り調べることによって、よりリアリティーを持って感得することが可能になったのかもしれないけれども、実際に刑を決める上においては必ずしも包丁を見なくても判断できたのではないかと、振り返ってみられていかがでしょうか。

経験者3番：先ほども言ったように、後に引くタイプの人もいれば、その場というか、後に残さない人もいるとは思いますが、こういう経験をしていく上ではあったほうがいいのかということとは分かりました。

司会者：証拠調べのやり方としては、こういう包丁を使いましたということで写真だけで取り調べるというやり方とかも一応あり得るところですが、実際に使われた包丁という形で証拠物として実際に取り調べて、皆さんに見ていただいたわけですが、そういうのがあったほうが良いと思われましたか。

経験者3番：そうですね、あっても大丈夫とは思いますが。

司会者：だけど人によってはやはり、非常に感覚の鋭敏な方とかは、何かショックを受けることはあると思われましたか。

経験者3番：後に引く方もいるのかなとは思いました。

司会者：ありがとうございました。それでは、4番さんと5番さんですが、ここでのテーマは書証の取調べということで、主にパワーポイントでの立証のことですが、供述調書の取調べもかなりあり、恐らく付近住民の話とか、例えば、集合住宅だった関係で、火事に気付いた時の同じアパートの住民の話とか、それぞれ人間関係で誰が迷惑行為をしているかというような話も、住民の方の供述調書を相当数調べたと思いますが、それについて分かりやすかったかどうか覚えていませんか。

経験者4番：記憶ではすごくややこしいものだったと思っています。人間関係が余りにも複雑なアパートで、いろんな人がこう言っていた、ああ言っていたというのがあったのですが、事件を起こす経緯に至る前にこんな人間関係があるのかと裁判の中で思いましたが、それがすごく、分かりづらいわけではなかったけれど、整理するのに時間が掛かった記憶があります。

経験者5番：4番さんと同じように、人間関係が本当に複雑過ぎて、このアパートはどうなっているのだろうというのが第一印象でした。こうなったから火をつけたということには結び付いていかないのですが、単純に証拠としてはそこまでしないと、やはり火をつけるまでの経緯がこうだったということを立証するためには必要だったのかなと思います。

司会者：複雑な人間関係であるとか、例えば、言っていることなどを頭の中に入れて上でないと判断できなかったのか、それとも、もう少し大ざっぱな理解のところで結論自体は出せたのではないかと、その辺のところはどうでしょうか。

経験者5番：必要だったと思います。こんな関係だったら火をつけてもおかしくないというような、何かそういう複雑な関係で、たまたまこの人が火をつけたというような感じでした。

(4) 証拠調べ（人証）・被告人質問について

司会者：それでは、今度は証人尋問と被告人質問と併せて伺いたいと思います。証人尋問や被告人質問を聞いていて、分かりやすくすっと入ってきたか、そこだけを捉えてお願いしたいと思います。1番さんの担当した事件の特徴としては、関係者である被告人の元奥さんの証人尋問が長くて、そして被告人の証人尋問も長いという形で、たしかそれぞれ2日間ぐらい使ってじっくり話を聞いたと思いますが、分かりやすかったかどうかだったかという点と、情報が多過ぎではないかなど、いろいろと気付かれたところを伺いたいと思います。

経験者1番：被告人の証言が素直に入っていないというか、一般の常識ではあり得ないだろうという話が結構多かったかもしれません。被害者の娘さんが証言されましたが、質問に対する回答が分かりづらい部分も多少あり、この案件の特徴だったと思います。

司会者：結局、内容が分かりにくいということであって、それを引き出そうとする側、それぞれ検察官や弁護人の立場としては、割と言いたいことをうまく引き出せたということでしょうか。

経験者1番：そうですね。

司会者：それでは、3番さんお願いします。

経験者3番：私が今回担当した事件は重い事件だったので、被告人の話が主になりますが、自分が犯した罪というのを認めていたので、すごくスムーズに進んだと思いますが、あのような場所に立って、聞き取りづらいところもありました。被害者側の感情と被告人側の感情といろいろ考えながら見てはいましたが、どうしても罪を犯したことについて、悪いことをしたという自覚はあると思いますが、言葉にはできないのだろうなというのを感じました。

司会者：4番さんと5番さんは、鑑定人尋問や被告人質問は分かりやすかったですか。

経験者4番：被告人が罪を認めている中で、質問したいことが何点かありましたが、

その質問がこの件で正しいのかとか、いろいろ考えることもあったり、逆にこれだけ資料があった中で、なかなか聞くことが難しいというか、どこを聞いていいのかちょっと分からないところが正直ありました。

司会者：本人自身が余り覚えてないところもあったので、むしろ周りの人の話を総合しながら、本人の行動を考えていくといったところでしょうか。

経験者4番：要するに、酔っている本人自身が覚えてないと言われるとそれまでであり、被告人に聞いても仕方がないと思いましたが、かといって、やったことは認めていたという部分では、なかなか聞きづらいし、コンビニで酔っ払っている映像も見ましたが、何となくそれはどうなのかなという部分もあって、非常に難しいところがありました。

経験者5番：一番印象に残っているのは、コンビニで楽しそうに女性店員と会話している映像を被告人に見せた時に全く覚えてないんだ、この人に何を聞いても覚えていないだろうなというふうに感じました。何も覚えていないのなら、本当に火をつけたことまで覚えているのかなというような感じを持っていました。

(5) 論告、弁論について

司会者：それでは、次は論告と弁論という話になりますが、これまでに随分話が出てきていますので、評議をする上で、論告、弁論を使えたかどうか、評議の役に立ったかというところを中心にお伺いしたいと思います。

経験者1番：論告の資料を時折振り返って使わせていただいたので、大変役に立った面があったと思います。

司会者：弁護人の弁論はどうでしたか。

経験者1番：読むのは読みましたけど、大変だなと言って読んだ記憶があります。

司会者：3番さんお願いします。

経験者3番：論告と弁論は結構細かく書いてくれて、見直すと、こういうことなんだというのを思い出しました。検察官の論告も弁護人の弁論もすごく見やすいものでした。

司会者：実際これをベースにして評議の役に立ったということでしょうか。

経験者3番：はい。

司会者：4番さんと5番さんはいかがでしょう。

経験者4番：非常に参考になったと思います。ただ、懸け離れた見解だったので、どっちが正しい、どっちがどうなのかというのが非常に難しいところがありました。最終的に収束させることができたのはよかったですし、実際のところ、最後になってくるとすごく分かりやすくまとめていただいたので、どちらも争点についてずれてくることもなかったですし、内容についても、お互いの言い分というよりも我々重視の判断だったので、すごく頭の中で難しかったというのが率直な印象です。

司会者：言いたいことは分かるけれども、それを自分の頭の中でどう整理していくのかというところが結構難しかったということでしょうか。

経験者4番：はい。

経験者5番：裁判長を中心として一つ一つこれはどうなのかとって資料を見ながらできたので、大変意味があるものだったと思います。最初は、これは簡単な事件だろうと思っていたのですが、火をつけたことと、責任能力があるかないかというところで、思ったよりすごく複雑な事件で難しかったと思います。ただ、証拠がたくさんあって、一つずつそれを埋めていった上で、最後は正しい判断ができるような資料だったと思います。

3 評議・量刑について

司会者：それでは、ここまでが当事者の活動というところになります。これからは、評議のほうに入っていきたいと思います。これも具体的に話し始めると評議の秘密というところになって、結構こういう意見交換は難しい話題ではありますが、十分な議論ができたかどうかという点や、判断が難しかったかどうかなど、例えば、1番さんの場合は、まず有罪か無罪かっていうところになっていて、結局検察官の請求した証人である元奥さんの証言のほうが良いのか、若しくは被告人が言ってい

る弁解がまだ残ってしまうのかという、そのあたりの判断がまず先に出て、それから量刑ということになったと思いますが、そのあたりを評議で十分な議論が尽くせたかどうかとか、納得がいくまでできたかとかを振り返ってみていかがでしょうか。

経験者1番：まず、有罪か無罪というところでは、自分の常識に照らし合わせて、ほかの裁判員の方の意見に左右されることなく、自分の判断ができたと思います。

司会者：量刑についてはどうですか。

経験者1番：量刑については、当然素人なので、この人の量刑が何年かということが全く分からない中で、量刑グラフを使って、似たような事案では、こういうふうになってこのくらいの刑になりましたというものを見せていただいて、それを参考にしながら、今回の量刑がこのくらいということでみんなで話し合っただけで判断しましたので、妥当な結論が出せたと思います。

司会者：3番さんお願いします。3番さんは、有罪か無罪になるところの判断ではなかったですけど、やはり量刑が難しかったという話で、どのあたりが難しかったのか御紹介いただけますか。

経験者3番：先ほど1番さんも言われたように、量刑グラフというものがあって、過去の似た事件の量刑を参考にしながら話し合いをしましたが、最後の最後まで悩んだ事件だったと思います。裁判員裁判というのはすごく難しいというのを実感した場でした。

司会者：御自身で量刑について意見を考える時の難しさみたいなところや、御自身での量刑の意見を言う時の難しさみたいなところは何かございましたか。

経験者3番：量刑グラフは目安として捉えていましたが、人が亡くなっている事件だったので、これで良いのか悪いのか分からないですが、最終的には評議で話し合っただけで結論を出すことができました。

司会者：4番さんと5番さんは、まず責任能力の判断についての評議と量刑についての評議とに分かれていたと思いますが、責任能力についての判断に関していかがでしたか。十分に評議できましたか。

経験者4番：皆さんそれぞれの立場からいろいろな意見を出し合って、ざっくばらんに話せて、正直いろいろな話が出ましたが、みんなで評議ができたと思います。量刑についても、本人が罪を認めていることもありましたが、よく話し合いができたと思います。

経験者5番：休み時間に結構みんなでざっくばらんにたくさん話すことができ、裁判官を入れて話もできて、すごくいい評議ができ、適切な判断ができたのではないかと思います。

4 守秘義務について

司会者：大体全般について話は伺いましたが、例えば、守秘義務の関係について、これは終わった後の話になりますけれども、守秘義務があるということで非常に煩わしいというか、話しにくいと思われたことなどありましたか。選任手続の時や評議が始まる前の段階など、いわゆる評議室の中で誰がどういう意見を言ったのかというところは秘密にしましょう。ただ、法廷で行われたことは、どこでしゃべってもらっても構いませんとか、裁判員を務められての感想はしゃべっていただいても構いませんということを区分けしてお伝えしていたところですが、やはりどこまでが守秘義務の範囲内なのかよく分からないというところで、いろいろ御苦労されたことはありましたか。

1番さんからお願いします。

経験者1番：こういった場面がない限り、裁判員を経験したことを積極的に話す機会というのがないですし、裁判が終わった後に記者会見に出たので、ニュースで流れて私の映像を見た人からは、逆に話し掛けづらい感じがあったようなので、積極的に話すこともなく、特に守秘義務について問題は感じていません。

司会者：3番さんお願いします。

経験者3番：会社に帰っても周りからこの事件に関して聞かれることもないのでよかったです。

司会者：それでは、4番さんと5番さんお願いします。

経験者4番：選任された最初の時点で守秘義務の説明を受けて分かっていたのですが、実際、私の周りの方や家族も含めて友達であったり、会社の方であったり、一般的にどこまで話していいのか、どういう選任のされ方をして、どういうふうになるのか、やはり皆さん理解がなかったり、5時までに家に帰って家にこもらないといけないという方もいたので、そのあたりが世間一般に知られているのとはちょっと違うということを実感しました。

経験者5番：私は、裁判員に選ばれたことを社内以外の誰にも言ってなかったのですが、何も言われることもありませんでした。終わった後に経験したことを何人か話しましたが、守秘義務のことは特に気になりませんでした。

司会者：意外に、周りのほうが気にして余り突っ込んで聞いてこないという感じでしょうか。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージを一言ずつお願いしてもよろしいでしょうか。

経験者1番：大分で裁判員を経験したのは、私で300何人目だったと思いますが、まだそのくらいしか経験していないので、積極的に参加してほしいと思います。女性の方とかは何か怖い思いをするのではないだろうかとか、不安を口にされていましたが、経験してみるとそういったことは何もないですし、これからはないのかなと思っています。選ばれないと参加できませんが、会社でも今後選ばれた人がいれば協力体制を作って積極的に参加できるようにしたいと思います。

経験者3番：自分自身が経験して、まずはよかったというのが感想です。いろんな方が多分経験すると思いますが、正直言って、どのくらい時間が掛かるかとか、そういうことも分からないですし、そのことで仕事以上に疲れることもあるとは思いますが、会社側にも理解をしてもらいながら、積極的に参加してほしいという考え

です。

経験者4番：裁判所の前を通るたびに、裁判員制度と書いた大きな横断幕があったので、もしかしたら自分も選ばれるのかなという程度の他人事だったのですが、選ばれるまでの過程において、会社がどのような協力をしてくれるのか、多分これから選ばれる人というのは分からない部分もあると思いますが、意外と会社や社会も認めてくれるようになっていたと思ったのと、実際には、こういう経験はなかなかできることではないので、多少支障があっても引き受けようと思いました。実際に参加してみて、今振り返ってみても、多分一生経験できることのないような貴重な経験をして、その中では精神的にも正直言って少しつらいものもありましたが、そうは言うものの、誰かがやらなければいけないというのものもあるでしょうし、今振り返ると、自分自身がそれをできて良かったと思っていますし、家庭でも子供にも大人になったらこういう制度があるんだということをきちんと伝えていきます。今後、私も非常に興味深い制度であるということを社会に伝えていきたいと思っています。

経験者5番：裁判員に選ばれないと経験できない制度ですし、多分この先選ばれることもないとは思いますが、今回大変貴重な経験をさせてもらえたと思っています。私の周りにも裁判員を経験した人がいますが、日頃経験できないことを経験できたと言って共に喜んでいきます。私もそうですが難しいものなのかなと思っていましたが、私でもできるものなんだと思ったので、是非、皆さんも選ばれたら辞退せずに参加していただきたいと思っています。

司会者：ありがとうございました。その他、検察官、弁護士の方から、何か質問はございませんか。

検察官・弁護士：ございません。

6 報道機関からの質疑応答

司会者：それでは、報道機関からの質疑応答に入らせていただきます。まずは事前に頂いている質問を私のほうから読み上げます。裁判員を経験してから裁判や司法

制度について以前より興味を持つようになりましたかという質問について、それぞれ順番に伺いたいと思います。

経験者1番：新聞報道などで裁判に関するニュースが扱われるとやはり自分の経験した裁判と照らし合わせるようになり興味を持つようになりました。

経験者3番：1番さんと同様、ニュースや新聞等でいろいろな事件を見て、やはり自分もこういう似たような事件を担当したなという感じで興味を持って思い出すことがあります。

経験者4番：以前よりも裁判に興味を持つようになりまして、新聞やテレビでも、判決があったのかという感じで見るようになりまして。また、私だけではなく、私の会社や家族も非常に興味を持つようになりたり以前よりは注意深く見ているような気がします。

経験者5番：以前は全く興味がなかったですし、裁判所に来ることもなかったのですが、以前よりかなり興味を持つようになったという印象があります。

司会者：ありがとうございました。2番目の質問が、裁判員を引き受けるに当たり仕事などに支障はなかったのですかという質問、3番目が、評議内容など守秘義務があると思いますが、そのことが心理的重荷になったことはありませんでしたかという質問でしたが、この2点に関してはもう話題にしてそれぞれお答えいただいているので、その他に質問はありませんか。

大分合同新聞社：皆さんは裁判員に選ばれて参加された方ですが、辞退率というのが結構上がっているということで、皆さんが経験されて、辞退される方の気持ちとか、これはやっぱり辞退する方がいてもやむを得ないというようなところとか、あるいは実際やってみたら辞退するほどではなかったというようなところについて思うところがあれば伺いたいと思います。

経験者1番：辞退率が上がっているというのは、私は分からなかったですけど、裁判員に登録しますという案内が届いた時に、こういった方は辞退できますという案内が入っていました。それに該当する方だけが辞退したのだろうと私は思っていた

ので、どういったことで辞退したかという個々の細かい理由は知らないのですが、気持ちというのは分かりません。

経験者3番：辞退率が高いというのは1番さん同様に初めて聞いたことですが、ほとんどの方が仕事をしているといった理由で、なかなか抜けて来られないとかいう方もいて、そういう意味で高くなっているのだろうというのが自分の感想です。

経験者4番：実際のところ、選ばれた時点で辞退できる人に私は該当するところがないので受けましたが、現実的に考えると、周りの感想を聞くと、やはり、どの程度日程を取られて、各自の仕事によってどの程度の休業損失を被るのかなど、いろいろな問題があると思いますので、事前にもう少し分かればいいのではないかと感じています。

経験者5番：私も辞退率が上がっていることは全く知らなかったのですが、先ほど言われたように、何日間裁判所に来るのかというのがはっきり分からないというのが一番大きなところと、自分が本当に裁判員ができるのだろうかという人が増えているのではないかと感じています。

司会者：何日間裁判に来ることになるのかというのは、最初の選任手続に来ていただく時にはいつからいつまで、裁判の予定はこうなりますとお伝えしているところです。ただ、結局それで、自分が選ばれないと現実にならないので、だからこれも選任されたらこの日が全部裁判員として行きますというところが現実問題としてなかなか検討できないまま選任手続に入っていくことから、そういう点が難しいところでしょうか。ありがとうございました。

毎日新聞社：辞退率に関係することではありますが、凶悪事件に関しては裁判員を辞退される方が結構多いと聞いています。例えば、最近ですと、多数の遺体が発見された事件などは恐らく裁判員裁判でかなり長く審理されると思われそうですが、同じ殺人罪でもこれは裁判員裁判にすべきとか、そうではないというある程度の線引きをされたほうがいいのかと思われるのでしょうか、それとも凶悪事件だからこそ、裁判員裁判できちんと決めたほうがいいのかと思われるのでしょうか。

司会者：それは制度について、こうしたほうがいいのではないか、何か特に御意見があるかということでしょうか。

毎日新聞社：はい。

経験者1番：その辺の線引きということについては、どの事件を裁判員裁判にしたほうがいいのか悪いのか正直私も分かりません。

経験者3番：まず、裁判所に来て裁判員に選ばれないとどういう事件を扱うか分からない状態なので、事案が重いからしたいとか、したくないとかというのはちょっと自分では言えない状況です。

経験者4番：事件の内容というのはどこまでだったら耐えられるか、どこまでなら耐えられないものかというのは人によって違いがあると思うので、線引きは難しいと思います。ただ、1点だけ言うとすれば、私も含めて、仕事を持っている方が多い中で、余り長期間の裁判をするものについてはやはり限界があるのかなと思います。私の場合は、2週間だったのですが、それが限界かどうかは別として、やはり期間の長さというのは少し配慮していただきたいと思いました。

経験者5番：判断しかねるのですが、凶悪事件だから裁判員裁判ではないほうがいいというのはちょっと違うのかなと感じます。4番さんが先ほど言われましたけど、審理が2か月、3か月になると仕事も行きづらくなるし、辞めなければいけないという事案が出てくるようなものに関しては、裁判員裁判から除外したほうがいいのではないかと思います。

司会者：それでは、ほかの方はいかがでしょうか。

読売新聞社：お話を聞く中で、実際に選任されるまでなかなか現実味がなかったとか、周りの人もちょっと正しい認識じゃない人もいたというお話がありましたが、今後、裁判員制度が一般の人にもっと正しく理解されるため、もっと親しみやすくなるために、どういうことを提案したらいいのかとか、こういう制度があったらもうちょっとやりやすくなるのではないかとかがあれば感想としてお聞きしたいと思います。

経験者1番：学生に教育することで小さい頃からそういう制度があることを教えておけば、大きくなったら自分たちもそういう立場になるということで馴染みやすいのかなと感じました。

経験者3番：この制度が始まって約9年経つと思いますが、制度の名前は知っていても浸透率が低いというのは確かだと思うので、是非とも、先ほども1番さんも言われたように、裁判所の見学や傍聴などの機会を増やしていけば、裁判員裁判をやっているということが一般の方にも知ってもらえるのではないかと思います。

経験者4番：私も1番さんと同じで、国民の義務であることは分かっているのですが、やはり学校とか、小さい時から制度を教えることも必要だと思います。また1日だけ経験できるような社会体験みたいな制度などもあればいいと思います。

経験者5番：皆さんも言われていますけど、やはり裁判所に来てもらうということが大切だと思います。その制度をどのようにして確立していくかというのは見当が付きませんが、今、辞退率が上がっているという話が出ましたが、辞退率が上がっている反面、やってみたい人も増えていると思ったりもするので、この先辞退率がさらに上がるかどうかは分かりませんが、やってみたい人も多いのではないかと思います。

司会者：ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

朝日新聞社：今のお話にも少し関連すると思うのですが、例えば、守秘義務がどこまでの範囲か分からなかったとか、あと周りの方からかえってその話をしないように気を遣われてしまったということを皆さんから伺って、御自身ではこういう経験をしたということを話したいと思っても、守秘義務との兼ね合いや、周りの方から気を遣われるということで遠慮することがあったでしょうか。また余り裁判員という経験を誰かに伝えたいと思うものではないのでしょうか。

経験者1番：経験談は伝えていったほうがいいと思いますが、話す機会というのが少ないですし、職場でも特にこれが守秘義務に当たるとか、そのところは難しく、経験談を話せないことがあったりするのかなとは思っています。職場で経験談を話

す機会があって、守秘義務に触れそうだなというところがあれば、裁判所でストップを掛けてくれればそれで話はできると思います。

経験者3番：先ほども言ったのですが、特に職場でもどうだったという話題は多くはなかったですし、家に帰っても特にその話題について多く触れてはきませんでした。だから、自分からこうだったよって言ったことも少なかったですし、聞かれて、可能な範囲であればもちろん話していましたが、それ以外は特に話すことはなかったと思います。

経験者4番：今、社会自体が法令遵守とか叫ばれている中で、どこまでがセーフでどこまでがアウトかという線引きが難しいのと、果たして裁判という重たい内容を聞きたい人がどれくらいいるのかという部分もあったので、正直言って、人前では話さないようにしていました。それは人に自慢することでもないですし、裁判所に行ったという内容は伝えていますが、なかなか裁判の内容まで興味を持って聞かれる方もいなかったのでも、そこまで皆さん興味がないわけではないのかもしれませんが、なるべく言わない方がいいのかなというぐらい、裁判所の中で行われていることって、公表されてはいますけど、余り皆さん興味がないというか、言ってはいけないのかなという道德観もあり、余り言わないようにしています。今も人に伝えたりしていないのが事実です。

経験者5番：私も、何人かに裁判員になって経験したことを言ったら、大変だったねという程度でいつも話が終わるのです。内容までは誰も聞くことがなく、ちょっと大変だったねという程度で終わるので、これから先も誰かに自分から言うこともまずないと思うし、もう半年ぐらいたっているのでも聞く人もいないだろうし、自慢することもないでしょう。

司会者：今の質問は、非常にいい質問と思います。私たちとしては、やはりいろいろ経験された上での感想などを周りに御紹介していただきたいところもある反面、守秘義務の問題もあるというところですが、守秘義務というのは、本当に評議室の中での最終的な結論を決める際のその過程だけは秘密にしてくださいという話なの

で、最終的に決まった結論については言っていたとしても構わないところですし、法廷でのやり取りというのは、言っていたとしても構わないということです。あと、経験を通じての自分の感想というのも言っていたとしても構わないところなので、確かに守秘義務に気を付けましょうみたいな話をしながら、一応その範囲については御説明してきたつもりではありますが、ちょっとこのやり取りを通じて、あるいはもう少し裁判員経験者の方が気楽に経験や感想を語るができるように、こちらとしても配慮していく必要があるのではないかと思います。

ありがとうございました。ほかの質問はいかがでしょうか。

NHK：裁判員制度について、体験された皆さんは、御自分にとっては貴重な体験ができてメリットが大きかったという方が多かったと思いますが、この制度自体が一般市民の方が重大事件などの犯人に関わるということについて、皆さんはどのようにお考えになりましたか。

司会者：重大事件に関わることにに関してということですか。

NHK：社会にとってこの制度がいいかどうかというのを、どのように感じたのかをお伺いしたいと思います。

経験者1番：社会にとっていい影響をもたらしているかどうかはちょっと分かりにくいですが、制度自体が浸透していないというところもありますので、そういった方は絶対裁判員になりたくない、辞退したいということでしょうから、もっと経験談を話す機会があって、そういう制度が広く知られればと個人的には思います。

経験者3番：今の裁判員裁判という制度がどうかというのは、自分自身も経験して、このような経緯で来るということが分かったので、実際に周りにもそういう手紙が来て返信もしないで辞退されている方もいたので、デメリットしか多分考えていないと思うので、先ほども言っていた、何日間かかるのかとかいうのも事前に分からないので、そういうのがもっと分かればやりやすいかなとは思っています。

経験者4番：制度うんぬんという話で言うと、確かに一般で言われる、市民が重要な案件とかというのものもあるかと思うのですが、逆にそうであればあるほど、今回経

験した内容で言うと、無作為にくじをして、いろんな方が来て、一つのことに對していろいろな意見が出るというのは正直、非常に参考にもなりましたし、すごく私自身は大切な制度だということを感じました。

経験者5番：ちょっと私は変わった意見を持ってまして、この制度があるから、1週間で終わる裁判が2週間かかるのではないかと、私たちに分かるように裁判官の方がかみ砕いて説明してくれているのに時間を逆に割いているのではないかというような意見を持っています。この制度があったほうがいいのか、ないほうがいいのかというのは、はっきりとした結論は持っていませんが、裁判員裁判をすることによって裁判官の方々にすごく負担を掛けているのではないかと考えています。裁判員と補充員に全て分かるように説明するのに時間がかかっているのではないのか、無駄なことをさせているのではないかという思いを少し持っています。

司会者：報道機関からの質問等も以上ということですね。これで本日の裁判員経験者との意見交換会を終わらせていただきます。皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。 以 上